【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 2023年5月29日

【会社名】 株式会社薬王堂ホールディングス

【英訳名】 YAKUODO HOLDINGS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西郷 辰弘

【本店の所在の場所】 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号

(上記は登記上の本店所在地であり実際の本社業務は

下記の場所で行っております。)

【電話番号】 019 - 621 - 5027 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 西郷 泰広

【最寄りの連絡場所】 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号

【電話番号】 019 - 621 - 5027 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 西郷 泰広

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年5月25日開催の当社第4回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 2023年5月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金25円

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、取締役会の監督およびコーポレートガバナンス機能を強化することにより、経営の透明性を一層向上させ、意思決定の更なる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会、監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会、監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、西郷辰弘氏、西郷喜代子氏、小笠原康浩氏、 西郷孝一氏、小原公一氏、及び栗岡大介氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、坂本篤氏、鎌田英樹氏、片野圭二氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、中村真二郎氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額400百万円以内(うち社外取締役分は年額40百万円以内)に設定するものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内に設定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)	
第1号議案	175,258	1,492	5	(注) 1	可決	(99.14%)
第2号議案	176,396	351	5	(注) 2	可決	(99.78%)

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)	
第3号議案						
西郷辰弘	166,919	9,828	5		可決	(94.42%)
西郷喜代子	175,092	1,655	5		可決	(99.04%)
小笠原 康 浩	168,291	8,456	5	(注) 3	可決	(95.20%)
西郷孝一	168,126	8,621	5		可決	(95.10%)
小原公一	166,607	10,140	5		可決	(94.24%)
栗岡大介	168,274	8,473	5		可決	(95.19%)
第4号議案						
坂 本 篤	168,249	8,497	5	(注) 3	可決	(95.17%)
鎌田英樹	168,172	8,575	5		可決	(95.13%)
片 野 圭 二	168,303	8,444	5		可決	(95.20%)
第5号議案				(\$ †) 2		
中村真二郎	168,168	8,579	5	(注) 3	可決	(95.13%)
第6号議案	178,381	511	8,140	(注) 1	可決	(95.36%)
第7号議案	186,652	340	40	(注) 1	可決	(99.78%)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に議決が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び 棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。